特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小児慢性特定疾病の医療費支給認定に係る事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和2年12月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	小児慢性特定疾病の医療費支給認定に係る事務					
②事務の概要	・児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、小児慢性特定疾病対象児童等が当該病に係る医療等に要した医療費の支給を行うため、認定審査を実施している。 ・同法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けたものに対し、医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、小児慢性特定疾病医療費の支給認定審査の際の、在任要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。					
③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
小児慢性特定疾病医療費フ	アイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一 7の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2項及び第3項					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定					
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の26,56の2及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第5号 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条					
5. 評価実施機関におけ	る担当部署					
①部署	子育て若者応援部子ども家庭課					
②所属長の役職名	子ども家庭課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示						
請求先	山形県行政情報センター(学事文書課) 住所:〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話:023-630-3014					
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ					
連絡先	山形県子育で若者応援部子ども家庭課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2347					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和2年12月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重	重点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記載						
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	<.)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	1	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを通じた提供	ŧを除く。) []提供・移転しない						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・2	消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査						
9. 従業者に対する教育・唇	各発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						

変更箇所

<u> </u>				I
項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長	子ども家庭課長 永澤 隆志	子ども家庭課長	事後	定期見直しによる修正
I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	023-630-2259	023-630-2267	事後	定期見直しによる修正
Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	定期見直しによる修正
Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	定期見直しによる修正
Ⅳリスク対策	_	新設	事後	定期見直しによる修正
個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	山形県知事は、児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等権利利益を保護することを宣言する。	山形県は、児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等権利利益を保護することを宣言する。	事後	定期見直しによる修正
I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ①部署	子育て推進部子ども家庭課	子育て若者応援部子ども家庭課	事後	定期見直しによる修正
I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 い合わせ	山形県子育て推進部子ども家庭課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2267	山形県子育で若者応援部子ども家庭課 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 023-630-2347	事後	定期見直しによる修正
Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	定期見直しによる修正
Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	定期見直しによる修正
	項目 I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 I しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱力に対ける問題が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が	項目 変更前の記載 - 「関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 - 「関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する間合せ 連絡先 - 「関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する間合せ 連絡先 - 「しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か - 「しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か - 「以スク対策 - 「以来のでは、「大きのでは、「いきいない、「ないない、「ないない、「ないないないない、「ないないないないないないな	関連情報 5. 評価実施機関	項目 変更前の記載 変更的の記載 変更後の記載 提出時期 事後 日間連情報 5. 評価実施機関 子ども家庭課長 本後 不ども家庭課長 本後 日間連情報 8. 特定個人情報フィルの取扱いに関する 同合せ 連絡先 平成29年4月1日時点 平成31年2月1日時点 平成31年2月1日時点 平成31年2月1日時点 平成31年2月1日時点 平成31年2月1日時点 平成31年2月1日時点 平成29年4月1日時点 平成31年2月1日時点 平成31年2月1日時点 平成31年2月1日時点 本後 小つ時点の計数か 中成29年4月1日時点 平成31年2月1日時点 本後 小の時点の計数か 中成29年4月1日時点 平成31年2月1日時点 本後 小の時点の計数か 中成29年4月1日時点 中成29年4月1日時点 本後 小の時点の計数か 中成29年4月1日時点 本後 小の時点の計数か 中成29年4月1日時点 本後 小の時点の計数か 中成29年4月1日時点 本後 小の時点の計数か 中成29年4月1日時点 本後 中成29年4月1日時点 本後 中成29年4月1日時点 本後 中成29年4月1日時点 本後 中成29年4月1日時点 本後 中成29年4月1日時点 中成29年4月1日時点 中成29年4月1日時点 中級 中級 中級 中級 中級 中級 中級 中